

議会議案第2号

フェアトレードの取組を広げる決議について

フェアトレードの取組を広げることに関し、次のとおり決議する。

令和6年（2024年）9月19日提出

提出者 鎌倉市議会総務常任委員長

中 村 聡一郎

## フェアトレードの取組を広げる決議

世界経済のグローバル化は経済的な恩恵をもたらしてきた。

しかし、その一方で、貧困や経済格差の拡大、環境破壊といった問題が深刻化している。

フェアトレードとは、開発途上国等の原料や製品を適正な価格で継続的に購入することで、生産者や労働者の生活改善と自立を目指し、生産者をつなぎ、貧困や飢餓の根絶、持続可能な生産と消費、環境保護といった目標達成に貢献するものである。

また、フェアトレードの普及活動を通じて、様々な国際社会の問題について、市民と共に考える機会をもたらし、交流の促進にもつながるといった側面もある。

多くの歴史的遺跡と文化的遺産を持ち、世界中から多くの人々が訪れる鎌倉市は、フェア（公正）なコミュニケーション（意思疎通）があるコミュニティー（地域）を形成するまちとして、またエシカルの理念があふれているまちとして、フェアトレードの取組を広げる役目を担っている。

よって鎌倉市議会として、鎌倉からフェアトレードの取組を広げていくことを宣言する。

以上、決議する。

令和6年（2024年）10月2日

鎌 倉 市 議 会